

# 空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は 事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援 事業の申請要件とすることに係るご提案について

7

国土交通省 住宅局  
住宅総合整備課  
令和4年8月

# 空家等対策の推進に関する特別措置法と空き家対策総合支援事業について

空家等対策の推進に関する特別措置法第4条において、市町村は空家等対策計画の作成及び空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとされている。

空き家対策総合支援事業は、同法第15条において、国は市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の実施に要する費用について補助をするものとされていることを踏まえ、創設されたものであることから、空家等対策計画の策定を要件としている。

## 空家等対策の推進に関する特別措置法

(市町村の責務)

第4条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 (略)

## 空き家対策総合支援事業

市町村において、**空家等対策計画に沿って実施される**空家等に関する対策の実施に要する費用について補助を実施する

【補助の対象】

- ・ 空き家の活用
- ・ 空き家の除却
- ・ 空き家の所有者の特定
- ・ 空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業 等

# 空き家対策総合支援事業について

空き家対策総合支援事業により市町村等に対して効果的な支援を行うためには、事業の実施区域や、施行者、対象、事業規模、実施予定時期を適切に把握する必要があることから、具体的な対策の実施に関する計画（空き家対策総合実施計画）の策定を要件としている

空き家対策総合実施計画については、空家等対策計画に基づいて定めることとされている。

## 空家等対策計画

1. 対象地区、対象とする空家等の種類、基本的な方針
2. 計画期間
3. 空家等の調査
4. 適切な管理の促進
5. 空家等及び空家等の跡地の活用の促進
6. 特定空家等に対する措置その他の対処
7. 住民等からの空家等に関する相談への対応
8. 空家等に関する対策の実施体制
9. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項



## 空き家対策総合実施計画

1. 計画の実施地区
2. 基本的方針
  - ・実施地区の概要、課題、整備の方針
  - ・空き家対策総合実施計画の目標
  - ・連携した協議会等の概要
3. 空き家の活用と除却に関する事項  
(空き家の活用・除却の施行者、事業対象、棟数、事業実施予定時期等)
4. 他の空き家対策に関する事項  
(空き家の活用・除却と関連して実施する狭あい道路の解消や修景等に係る事業の内容等)
5. その他必要な事項

空家等対策の推進に関する特別措置法  
第15条第1項の規定により、策定されていることが必要

市町村等に対して効果的な支援や適正な審査を行うため、事業の実施区域や、施行者、対象、事業規模、実施予定時期等を適切に把握するために必要

# 空き家対策総合支援事業について

空家等対策計画の対象とする地区と空き家対策総合実施計画の実施地区が一致する場合等は、実施地区の概要や課題等の項目によっては両計画で同様の内容が記載されることが考えられる

このような場合においては、空家等対策計画の提出をもって、空き家対策総合実施計画における同様の箇所の記載を不要とすること等が考えられることから、空き家対策総合実施計画における記載事項の簡素化等について検討を行うこととする

## 空家等対策計画

1. 対象地区、対象とする空家等の種類、基本的な方針
2. 計画期間
3. 空家等の調査
4. 適切な管理の促進
5. 空家等及び空家等の跡地の活用の促進
6. 特定空家等に対する措置その他の対処
7. 住民等からの空家等に関する相談への対応
8. 空家等に関する対策の実施体制
9. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

## 空き家対策総合実施計画

1. 計画の実施地区
2. 基本的方針
  - ・実施地区の概要、課題、整備の方針
  - ・空き家対策総合実施計画の目標
  - ・連携した協議会等の概要
3. 空き家の活用と除却に関する事項  
(空き家の活用・除却の施行者、事業対象、棟数、事業実施予定時期等)
4. 他の空き家対策に関する事項  
(空き家の活用・除却と関連して実施する狭あい道路の解消や修景等に係る事業の内容等)
5. その他必要な事項

対象となる地区が一致するような場合には、同様の内容が記載されるケースも想定される。

両計画で記載が重複する場合においては、空家等対策計画の提出をもって、空き家対策総合実施計画における同様の箇所の記載を不要とすること等が考えられることから、空き家対策総合実施計画における記載事項の簡素化等について検討を行うこととする。

# 重点ヒアリング説明資料

# 耐震改修の促進について

- 発生の切迫性が指摘され、甚大な被害が想定される南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大地震の発生を見据え、住宅・建築物の耐震化の推進が不可欠。
- 耐震改修促進法では、法の目的及び国が基本方針で定める目標等の達成に向け、地方公共団体は耐震改修促進計画を策定し、計画的かつ総合的に耐震診断や耐震改修を促進。

## 耐震改修促進法の制定・改正経緯

- ・ H7年 阪神・淡路大震災  
⇒ H7年 制定
- ・ H16年 新潟県中越地震  
⇒ H18年 改正（耐震改修促進計画等）
- ・ H23年 東日本大震災  
⇒ H25年 改正（耐震診断義務付け等）

## 国による基本方針

- 耐震化の目標  
※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月閣議決定）の中長期目標及び「住生活基本計画」（令和3年3月閣議決定）にも記載
- ・住宅：令和12年までに耐震性の不十分なものをおおむね解消
- 耐震診断義務付け対象建築物：令和7年までに耐震性の不十分なものをおおむね解消

## 都道府県・市町村による耐震改修促進計画

- 想定される地震規模、被害状況、耐震化の現状等を勘案し、地方公共団体ごとに目標を設定し、地域の実情に応じた耐震化の施策を計画的かつ総合的に促進

### 記載事項

- 耐震診断・耐震改修の目標
- 耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策等
- 啓発及び知識普及の取組
- 所管行政庁と連携した勧告又は命令等の措置の実施等

### 策定状況

（令和3年4月時点）

- 都道府県 47都道府県（100.0%）
- 市区町村 1,710市区町村（98.2%）

## 耐震化の促進のための所管行政庁による規制措置

### 指導・助言

- 住宅や小規模建築物を含む、全ての既存不適格建築物

### 指示・公表

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する一定規模以上の建築物等

### 耐震診断の義務付け・結果の公表

- 要緊急安全確認大規模建築物
  - ・病院、ホテル・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模な建築物
  - ・学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する大規模な建築物 等
- 要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け）
  - ・緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
  - ・庁舎、避難所等の防災拠点建築物

## 耐震化の円滑な促進のための措置

- 耐震改修計画の認定
- 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- 耐震性に係る表示制度（任意）

## 補助・税制等の実施

- ・住宅・建築物耐震改修事業
- ・耐震改修促進税制 等

# 住宅・建築物耐震改修事業について

- 耐震改修促進法の目的及び国が基本方針において定める目標等の達成に向けて、地方公共団体が目標を定め、建築物所有者への啓発や指導を併せて行うなど、地方公共団体が耐震改修促進計画に基づき実施する計画的かつ総合的に耐震診断や耐震改修を促進することが効果的。
- これらの内容を記載した耐震改修促進計画を定めた地方公共団体が当該計画に基づき実施する耐震改修等事業の助成に対して支援。

## 住宅・建築物耐震改修事業の概要

### 住宅

#### 耐震診断

- ・民間実施：国と地方で2/3
- ・地方公共団体実施：国1/2

#### 補強設計等

- ・民間実施：国と地方で2/3
- ・地方公共団体実施：国1/2

#### 耐震改修、建替え又は除却

建物の種類	交付率
マンション	国と地方で1/3
その他	国と地方で23%

#### パッケージ支援（補強設計等+耐震改修又は建替え）

耐震改修の種類別	交付額 (国と地方で定額)
密集市街地等（防火改修含む）	150万円
多雪区域	120万円
その他	100万円

### 建築物

#### 耐震診断、補強設計等

- ・民間実施：国と地方で2/3
- ・地方公共団体実施：国1/3

#### 耐震改修、建替え又は除却

建物の種類	交付率
避難所等の防災拠点	公共建築物：国1/3 民間建築物：国と地方で2/3
多数の者が利用する建築物（1,000㎡以上の百貨店等）	公共建築物：国11.5% 民間建築物：国と地方で23%

※住宅・建築物の補助実績 国庫補助等による耐震改修の実績（単位：戸・棟）

H29:21,785

H30:19,609

R1:16,815

R2:7,988

R3:13,137



# 社会資本総合整備計画について

- 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が、地域課題に応じた定量的な目標を設定した社会資本総合整備計画を作成し、計画に対して配分された国費を計画に記載された各事業に自由に充当することが出来るものであることから、社会資本総合整備計画の作成・提出は必要。

## 交付金の概要

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金
- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ⇒ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

## 住宅・社会資本の整備

- 道路
- 港湾
- 河川
- 砂防
- 下水道
- 海岸
- 都市公園
- 市街地
- 住宅
- 住環境整備 等

**整備計画に掲げる  
政策目標の達成  
(成果指標で事後評価)**

### <整備計画への記載事項>

- 計画の名称
  - 計画の期間
  - 計画の目標
  - 交付対象事業の概要  
(事業名、実施期間、全体事業費等) 等
- 計画全体に関する部分
- 各事業に関する部分



**提案事項** 耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと

**提案概要** 社会資本整備総合交付金の交付対象事業の一つである住宅・建築物耐震改修事業の要件となっている耐震改修促進計画を廃止するなどし、同計画の記載内容を包含する社会資本総合整備計画のみを交付金の要件とする。



## 第1次回答

耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を作成した場合には、当該記載内容に係る部分は耐震改修促進計画に該当することを明確化する方向で検討を行うこととする。

# 市町村における交通安全計画の廃止（管理番号：256） 内閣府政策統括官（政策調整担当）

## 1. 交通安全対策基本法の目的・国及び地方公共団体の責務

### 目的【第1条】

この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 国の責務【第3条】

国は、国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全（以下「交通の安全」という。）に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

### 地方公共団体の責務【第4条】

地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

## 2. 国・自治体の交通安全対策推進体制

### ○中央交通安全対策会議

【設置根拠：交通安全対策基本法第14条】

<構成員> 内閣総理大臣及び関係13閣僚

<所掌事務> 交通安全基本計画の作成等（同法第22条）

### ○交通対策本部

【設置根拠：中央交通安全対策会議決定（平成12年12月26日、平成17年12月8日一部改正、平成18年6月13日一部改正）】

<構成員> 内閣府特命担当大臣(交通安全対策)及び関係15事務次官等

<所掌事務> 具体的施策の調整・推進

### ○都道府県交通安全対策会議

【設置根拠：交通安全対策基本法第16条】

<所掌事務> 都道府県交通安全計画の作成等（義務）（同法第25条）

### ○市町村交通安全対策会議（任意設置）

【設置根拠：交通安全対策基本法第18条】

市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

<所掌事務> 市町村交通安全計画の作成（努力義務）等

【同法第26条第1項】

市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

### 3. 市町村交通安全計画の必要性

#### 《市町村の責務・役割》

##### 【交通安全対策基本法】

○法第4条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

##### 【第11次交通安全基本計画(抜粋)】

○地域の実情を踏まえた施策の推進

都道府県、市区町村等それぞれの地域の実情を踏まえた上で、その地域に最も効果的な施策の組合せを、地域が主体となって行うべきである。特に、生活道路における交通安全対策については、総合的なまちづくりの中で実現していくことが有効であるが、このようなまちづくりの視点に立った交通安全対策の推進に当たっては、住民に一番身近な市町村や警察署の役割が極めて大きい。

#### 《交通安全をめぐる現状》

交通事故のない社会を目指す中で、交通事故死者数は、着実に減少しているものの、いまだ多くの方が交通事故により亡くなるなどしており、交通の安全は、国、地方公共団体だけでなく、国民一人一人が全力を挙げて取り組むべき重要な課題である。

(令和3年) 死者数 2,636人 重傷者数 27,204人

### 4. 市町村交通安全計画により期待される効果

#### 《市町村交通安全計画作成から実施へのプロセス》

作成過程

実施段階

##### 《計画の作成過程を通じて得られる効果》

関係機関・団体・住民が、計画作成の過程で、目標を共有し、現状の全体像を理解し、責任・役割分担を明確にできる。

##### 《計画作成とその実施を通じて得られる効果》

地域の実情に応じ、市町村のほか、関係機関等が実施する対策を含めて総合的に提示できる。また、作成過程で、内容や実施時期の調整・合意形成が図られるため、個別・具体的な計画実施が円滑になされ効果的・効果的である。

上記3(必要性)や4(効果)を踏まえ、

市町村交通安全計画を作成することが推奨される

## 5. 市町村交通安全計画作成を義務ではなく「努力義務」とする理由

地域の実情に応じた施策を講じていくために、市町村交通安全計画作成することが推奨されるが、市町村は、地域によって交通安全をめぐる状況が大きく異なる。

例 年間で交通事故発生件数がゼロの市町村

当該市町村の交通安全計画は作成せず、都道府県交通安全計画に基づく対策を講じることで十分と判断。



例 年間交通事故発生件数が多数に上る市町村

当該市町村の実情に応じた独自の目標を掲げ、きめ細かな諸施策を盛り込んだ市町村計画が必要と判断。

全国の市町村の計画作成に関し一律に定めることは、各市町村の弾力的・効果的な対策を阻害するおそれ

### 市町村交通安全計画作成は、「努力義務」が適当である。

- 市町村は、交通の安全に関して、住民の生命、身体及び財産を保護する責務がある。
- 交通安全対策の推進は、住民に一番身近な市町村の役割が極めて大きい。
- いまだ多くの方が交通事故で亡くなるなど、交通の安全は重要な課題である。
- 計画の作成過程での調整・合意形成や、実施段階での円滑な推進が可能となり、効率的・効果的である。
- 他方で、交通安全をめぐる状況は大きく異なり、各市町村の弾力的・効果的な対策を可能にする必要がある。

### 《参考》市町村交通安全計画作成の見直し（義務→努力義務）（平成23年8月30日改正）

#### 《経緯》

平成19年4月に設置された地方分権改革推進委員会において、法令による義務付け・枠付けの見直しについて検討がなされた。

平成23年8月26日、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）が成立し、義務とされていた市町村交通安全計画作成について、努力義務とする等の改正が行われた。

#### 《理由》

市町村は、都道府県に比べ人口等、交通安全をめぐる状況の差が大きく、中には長期にわたり交通事故が発生していない町村等、都道府県の計画に基づき交通安全対策を講じることで十分と考えられる市町村もあるため、すべての市町村に一律に計画の作成を義務付けることは必ずしも適当ではないことから、義務規定から努力義務規定に改正した。